

函館市児童手当受給資格者の申出による副食費徴収取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第21条第1項の規定による受給資格者の申出による副食費の徴収（以下「申出による徴収」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 申出による徴収の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 函館市立保育所に入所している乳幼児の保護者であるもの。
- (2) 法第7条の認定を受けた者で副食費を支払うべき扶養義務者であるもの
- (3) 第4条第1項の申出書を提出している者

(申出による徴収の方法により徴収する副食費の額)

第3条 申出による徴収の方法により徴収する副食費の額は、第4条第1項の規定により受給資格者が申し出た額とする。

(申出等)

第4条 法第21条第1項の規定による申出は、別記第1号様式の申出書によりしなければならない。

2 市長は、申出による徴収を行うことと決定したときは、別記第2号様式の通知書により前項の申出をした者に通知するものとする。

(申出の撤回)

第5条 前条第1項の申出をした者は、当該申出に係る内容を撤回しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の申出書により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の申出があったときは、撤回の可否を決定し、別記第4号様式の通知書により当該申出をした者に通知しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

児童手当からの副食費の徴収に関する申出書

函館市長 様

私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、函館市長から支給を受ける児童手当の額から、下記児童の副食費につき、当該児童手当の支払期日をもって支払に充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回を行わない限り、この申出に基づき児童手当から副食費の支払に充てるものとします。

1 児童の氏名 _____

2 徴収の内容

児童手当の支払期月	対象月	徴収額
6月	2月～5月	円
10月	6月～9月	円
2月	10月～1月	円

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

令和 年 月 日

様

函館市長

印

児童手当からの副食費の徴収に係る通知書

児童手当法第21条第1項の規定に基づき、申出のあった副食費について、下記のとおり児童手当から徴収することとしたので通知します。

記

1 児童の氏名 _____

2 徴収の内容

児童手当の支払期月	対象月	徴収額
6月	2月～5月	円
10月	6月～9月	円
2月	10月～1月	円

別記第3号様式（第5条関係）

函館市長 様

児童手当からの副食費徴収撤回申出書

私は、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、申出た副食費の徴収撤回について、下記のとおり申し出ます。

記

1 児童の氏名 _____

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

令和 年 月 日

様

函館市長

印

児童手当からの副食費の徴収の撤回承認（不承認）通知書

児童手当法第21条第1項の規定に基づき、申出のあった副食費の徴収撤回について、下記のとおり承認する（承認しない）ことと決定したので通知します。

記

1 承認

児童の氏名 _____

2 不承認

理由 _____

不服の申立ておよび取消しの訴え

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に函館市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った翌日から起算して6か月以内に提起することができます。